

別紙

滋賀県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県保育士資格等取得支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)および滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者および保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得に要する経費ならびに保育士試験受験のための学習に要した費用に充てるために交付することにより、保育教諭および保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、「滋賀県保育士資格等取得支援事業の実施について」(令和2年7月31日付滋子青第1959号滋賀県健康医療福祉部長通知)の別紙「滋賀県保育士資格等取得支援事業実施要綱」に基づいて実施される事業とする。

(申請および実績報告)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請および規則第12条に規定する補助金実績報告は、別記様式第1号に補助金精算所要額調書を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(変更申請および再実績報告)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請および実績報告の内容を変更しようとする場合には、前条に定める申請手続きに従い、補助金変更交付申請および再実績報告を別記様式第2号により速やかに知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にかかる場合はこの限りではない。

2 補助事業を中止または廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請を別記様式第3号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助事業を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第4号に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定によりこの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年

度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、前条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(指示または検査)

第10条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(その他)

第11条 規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費
保育士資格取得支援事業	<p>1 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <p>①指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>②「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表1②および③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>③試験実施通知の別表1①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>	<p>交付対象事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費および修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
	<p>2 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>	
	<p>3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>	
	<p>4 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等</p>	

	<p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <p>①指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>②試験実施通知の別表1②および③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>③試験実施通知の別表1①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p>	
保育士試験による資格取得支援事業	<p>保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円</p>	
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	<p>(1) 免許取得および免許更新にかかる受講料等 免許取得および免許更新に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替幼稚園教諭雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>	<p>交付対象事業を実施するために必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代および教材費を含む。）および上記経費の消費税ならびに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費</p>